

GBL研究会資料



「海外腐敗防止と 日弁連ガイドダンスについて」

2018年1月27日
GBL研究所 河村 寛治

はじめに

1. 海外腐敗防止問題とは
2. 海外腐敗(贈収賄等)規制
 - －規制法と関連ガイドライン
 - －規制の適用
 - －日本企業が関係した事件
3. 会社としての対応
 - －コンプライアンス体制の構築義務
 - －経産省「外国公務員贈賄防止指針」
 - －日弁連「海外贈賄防止ガイダンス(指針)」
4. 他社事例
 - －伊藤忠商事の例

1. 海外腐敗防止問題とは

- **商取引上の便宜**を図ってもらうこと等を目的として、**外国の公務員等**（民間企業の役職員も含むケースもある）に対して、**金銭その他の利益を供与**し、またはその**申込**や**約束**等を行うことである。
- 日本国内での支払等だけでなく、外国における支払等も対象であり、かつ外国法による処罰の対象となることが問題となる（**域外適用**）。特に、米国法における域外適用が問題となっている。
- **巨額の罰金**や、個人の拘禁刑もある。
- ブランド、信用及び財務状況に多大な影響を及ぼすことにもなる（**企業価値の毀損**）。
- 企業として、**グローバル・コンプライアンス**の重要な課題となっている。

腐敗認識指数 (Transparency International)

2016 Rank	Country	2016 Score	2015 Score	2014 Score	2013 Score	2012 Score
1	Denmark	90	91	92	91	90
	New Zealand	90	91	91	91	90
3	Finland	89	90	89	89	90
4	Sweden	88	89	87	89	88
5	Switzerland	86	86	86	85	86
6	Norway	85	88	86	86	85
7	Singapore	84	85	84	86	87
8	Netherlands	83	84	83	83	84
9	Canada	82	83	81	81	84
10	Germany	81	81	79	78	79
	United Kingdom	81	81	78	76	74
15	Hong Kong	77	75	74	75	77
17	Austria	75	76	72	69	69
18	United States	74	76	74	73	73
19	Ireland	73	75	74	72	69
20	Japan	72	75	76	74	74

2. 海外腐敗(贈収賄等)規制

(1) 規制法

- 1977年 米国「海外腐敗行為防止法」(FCPA)
- 1998年 OECD「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」
- 1999年 ドイツ「外国公務員贈賄禁止法」
- 2003年「腐敗の防止に関する国連条約」
- 2010年 英国「贈賄法」(UKBA)
- 1979年 中国「刑法:外国公務員贈賄禁止規定あり」(2015年改正)(2016年4月最高人民法院の解釈あり)
- 1998年 日本「不正競争防止法」に新設

* 以上のほか、各国で刑法、商業賄賂法等による規制あり。

海外腐敗(贈収賄等)規制

(2) 関連ガイドライン

- ① 国連「グローバル・コンパクト」に腐敗防止が追記(2004年)
- ② **米国FCPAガイドライン**(2012年11月14日発表)
- ③ ISO贈賄防止マネジメントシステム規格(ISO37001
:2016年10月発表)
- ④ 日本
 - **経産省「外国公務員贈賄防止指針」**(平成16年5月26日、平成27年7月30日改定公表)
 - **日弁連「海外贈賄防止ガイダンス(手引)」**(平成28年7月15日、平成29年1月19日改訂)

海外腐敗(贈収賄等)規制

(3) 規制の適用

— 基本は、外国公務員等への贈賄禁止

* **公務員以外への贈賄も対象**(UKBA、中国など)

— 自国内における贈賄だけでなく、自国外における贈賄行為も処罰の対象となる(**域外適用**)

* 日本は、属人主義に変更され、国外犯も対象となった(平成16年改正)。

— 罰金額も膨大である。

* 日本は、5年以下の懲役、または500万円以下の罰金
; 会社は、3億円以下の罰金

— 贈賄防止について**懈怠責任**も問われる可能性あり。

海外腐敗(贈収賄等)規制

(4) 日本企業が関係した事件

① ベトナム高速道路事件(PCI; 2008年)

— ODA関連で、7,000万円の罰金と執行猶予付判決

② ベトナム鉄道事件(JTC: 日本交通技術; 2014年)

— ODA関連で、9,000万円の罰金と執行猶予付判決、
税務調査で判明。

③ ナイジェリアLNG基地事件(2004年)

— 日揮: FCPAの共謀罪(米国企業とのJV)と
KBRに対する教唆・幫助

2011年4月訴迫猶予合意と罰金2億1,880万ドル

— 丸紅: FCPAの共謀罪(米国口座利用)と
KBRに対する教唆・幫助

2012年1月訴迫猶予合意と罰金5,460万ドル

海外腐敗(贈収賄等)規制

- ④ マリンホース事件(2008年)ーブリジストン
国際カルテルとFCPA違反、**罰金2,800万ドル**(2011年);
担当部長が8万ドルの罰金と2年間の懲役(2008年)
- ⑤ インドネシア発電所事件(2014年)
ー丸紅:インドネシア公務員への贈賄行為と米国内FCPA
違反行為共謀、**罰金8,800万ドル**
- ⑥ 機内エンタテインメント事件(2017年2月)
ーパナソニック米国子会社;DOJによる調査の公表
5月決算発表で引当計上されているようであるが、金額
は不明。

海外腐敗(贈収賄等)規制

(5)外国企業関与重大事件

ドイツ・シーメンス事件(2008年12月)

- ー2006年ドイツ国内での強制捜査から、米国司法省(DOJ)と米国証券取引委員会(SEC)へFCPA違反可能性を報告
- ーアルゼンチン、バングラデッシュ、ベネズエラのプロジェクト
- ー米国司法省との間では、総額約4億5,000万ドルの罰金支払で司法取引(有罪答弁)
- ー米SECには、3億5,000万ドルの支払(不当利得の返還)
- ードイツでは、約4億ユーロの罰金で和解
(取締役会の監督責任懈怠)

3. 会社としての対応

(1)コンプライアンス体制の構築義務

① 役職員による贈賄防止対策として、贈賄防止コンプライアンス体制の構築が必要である。

－取締役としての内部統制システム構築義務(会社法362条)

－企業集団における業務の適正確保のための体制

* 監査役としては、取締役が贈賄防止コンプライアンス体制の構築義務を果たすよう監視義務がある。

② この贈賄防止コンプライアンス体制には、以下が求められる

－取引先等との間の契約に贈賄禁止条項を

－エージェントや、コンサルタント、またブローカーなど第三者の起用管理が

－グループ全体が対象; **グローバルコンプライアンス**

コンプライアンス体制の構築義務

- ③ 贈賄防止のための内部統制システムを構築することにより、
 - (1) 不正競争防止法の両罰規定による法人処罰(過失の推定)を妨げる重要な要素となる。
 - (2) FCPAの執行に際して、米国司法省は、適正な内部統制システムを構築しているか否かを考慮する;企業の責任を減じる。
 - (3) UKBKに関しても、法令上、適正な内部統制システムを構築することで処罰を免れる場合がある。

(2) 経産省の「外国公務員贈賄防止指針」

- 望ましい贈賄防止体制として、現地エージェントの起用や海外企業の買収等について、**社内規程の整備や記録、監査といった体制強化**が企業グループに対し提示されている。
- **企業集団**に属する子会社に、**リスクの程度を踏まえた防止体制**が適切に構築され、運用されることを確保する必要があるとも規定されている。
 - 代理店等を活用する場合、贈賄行為を行わないこと、またその旨の規定等を契約に盛り込むこと
 - 社内で贈賄防止普及活動や教育活動を実施すること
 - 通報窓口などの社内体制を整備すること
 - 海外子会社等においても、**現地法制度**を考慮しつつ、基本方針やコンプライアンス・プログラムの趣旨の周知徹底に努め、そのための組織体制を構築すること、など

(3) 日弁連ガイダンスー2016年7月15日付

海外贈賄問題が日本企業にとって企業価値の毀損に直結する重大なリスクとなっていることを背景として、経産省の**外国公務員贈賄防止指針**が改訂(平成27年7月)。

また、海外贈賄防止は、企業がその**社会的責任**(CSR: Corporate Social Responsibility)や**人権尊重責任**を果たすに当たっても不可欠な取組の一つとなっている。

そこで、経済産業省の指針を補完する形で、日本企業及び日本企業に助言を行う弁護士を対象に、海外贈賄防止を推進する上での**実務指針**に関する**現時点でのベスト・プラクティス**としてのガイダンスである。

ガイダンスの目的

- (1) 内部統制システム整備義務を果たす上で**必要な贈賄防止 体制の要素**を明確にする
- (2) **処罰の減免にも一助**となり得る内部統制システムの要素を明確にする
- (3) 企業(及び弁護士)における海外贈賄防止のための**実務対応の在り方**を明確にする

本ガイダンス(手引)に沿った海外贈賄防止対策を実践することを社内外において公表するよう推奨。

このガイダンス(手引)**実践の表明**は、ステークホルダーに対する透明性を高め、企業に対する社会的な信頼を向上することにもつながるとしている。

(参考)日産自動車のグローバル贈賄防止ポリシー

(https://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/SR/2013/SR13_J_P116.pdf)

日弁連ガイダンスー2016年7月15日付

第1章 海外贈賄防止体制の整備

第1条 経営トップがとるべき姿勢と行動

- ー経営トップ名で**基本方針を明示**、公表、社内発信
- ー組織の整備と適正な権限付与(第4条)
- ー厳正な処分
- ー人材や予算配分など実効性の確保

第2条 リスクベース・アプローチ

- ー**リスクの程度に応じたアプローチ**
- ー事業の種類や展開国や政府高官等との接触度合などリスクアセスメントが必要である。
- ー評価に応じた統制手続や第三者管理が必要である。

第3条 基本方針および社内規程の策定

- ー社内規程の適用範囲、明確な禁止規定、不正会計の防止、懲戒、内部通報制度、組織体制、手続規程など
- ー贈答品や接待等、また寄付に関する一定の基準作り

日弁連ガイドンスー2016年7月15日付

第4条 組織体制

- ー 本社の組織体制; 経営からの独立性確保
- ー 現地拠点の組織体制; 独立性の確保と報告体制

第5条 第三者の管理

- ー エージェント、コンサルタント、ブローカーの起用の管理
- ー 第三者の範囲の適正性の検証
- ー 定期的な見直し
- ー 贈賄防止条項を含め、報酬の支払先の確認

第6条 教育

- ー 役職員を含め、全体への教育活動

第7条 モニタリングと継続的改善

- ー 違反事例の検討
- ー 相談・内部通報窓口の利用

第8条 ファシリテーション・ペイメント

- ー 原則禁止(例外も必要か?)
- ー 支払った場合の記録化

第9条 記録化

日弁連ガイドンスー2016年7月15日付

第2章 有事の対応

第10条 有事の定義

ー支払を求められた場合、支払を約束した場合、支払った場合

第11条 外国公務員等から贈賄の不当要求を受けた場合の有事対応

ーコンプライアンス責任者(現地と本社)等への報告

第3章 子会社管理・企業買収

第15条 親会社による子会社の海外贈賄防止体制に対する支援

第16条 企業買収

第4章 その他

第17条 情報開示

ー平時だけでなく、有事の際の情報開示も

腐敗防止の取組強化

伊藤忠グループの企業理念・企業行動基準である、ITOCHU Mission(使命)・Values(価値感)においては、Value(価値観)の一つに「誠実/Integrity」を掲げ、『伊藤忠グループの一人ひとりが、自分の利益確保にとらわれて、不正な手段により競争を妨げたり、公務員などとの不適切な関係を構築するような行動をとることは一切しません』と宣言しています。

また、伊藤忠グループとしての反贈賄ポリシーにおいて、日本国内外を問わず、公務員や民間の役職員に対して、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益を供与しないことを定めています。

伊藤忠グループ反贈賄ポリシー

1. 伊藤忠グループの反贈賄ポリシー

伊藤忠グループは、創業者である伊藤忠兵衛をはじめとする近江商人の経営哲学「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神に則り、企業理念として「豊かさを担う責任」を掲げています。これを果たすための基本的な価値観の1つとして引き継がれている「誠実」は「明言された約束を守り、裏表のない行動をし、どこでも誰とでも常に高い倫理観を持って接すること」を意味するものであり、コンプライアンス遵守にほかなりません。

伊藤忠グループが広く社会に、「豊かさ」を提供し続けるためには、法令順守は当然のこと、コンプライアンスを徹底し、社会に存在を許される組織でなければならないと認識しており、賄賂その他の不正な手段によらなければならない利益は1円たりとて要りません。

伊藤忠グループにおいては、贈賄リスクを排除するために「不正利益供与禁止規程」及び4つの関連ガイドライン(公務員・外国公務員・ビジネスパートナー・投資)に基づき、贈賄に利用されやすい行為類型につき、申請及び承認手続き、記録方法等に関するルールを定め、これを厳格に運用しています。

【伊藤忠グループ反贈賄ポリシー】

- ・日本国内を問わず、公務員又はそれに準ずる立場の者に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。
- ・民間の取引先の役職員に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。

2. パートナーの皆様へのお願い

伊藤忠グループが上記の反贈賄ポリシーを実現するためには、伊藤忠グループと共にビジネスに取り組んで頂いておりますビジネスパートナー及び投資家の皆様のご協力が必要です。

伊藤忠グループでは、ビジネスパートナー並びに投資先および投資パートナーにつき、デューデリジェンスの実施、反贈賄状況を含んだ契約書の締結をお願いさせていただきます。